

# 合併協議会だより

編集  
始良中央合併協議会

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F  
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940

ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/15/index.html>

メールアドレス [soumu@airachuou-gappei.jp](mailto:soumu@airachuou-gappei.jp)

始良中央1市5町（国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町）



## 第2回協議会

1市5町(国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)による合併協議会においては、前身である1市6町の合併協議会における調整内容を踏襲し、協議、調整を図っていくこと及びその内容を4つに分類のうえ調整することが承認されています。

それに伴い、第2回協議会においては、協議のうえ次のとおり承認されました。

1市6町の協議会で承認された合併協定項目と内容に変更がないもの(35件)

1市6町の協議会と枠組みが変わることにより文言整理を行う必要があるもの(16件)

また、合併の期日についても小委員会を設置し、調査及び審議を行うことが承認されました。

## 第二・三回協議会内容

始良中央合併協議会の第二回協議会が十月十四日、第三回協議会が十月二十八日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では、合併協定項目のうち細項目を含めた五十二項目が協議のうえ承認されました。

また、合併の期日については、小委員会を設置し調査及び審議を行うことが承認されました。

### 第二回協議会

#### 【報告事項】

報告第九号 始良中央合併協議会会議録等の公開に関する要綱について

合併協議会の会議録及び会議資料の公開に関し、必要な事項を定めた要綱を定めたことの報告がありました。

#### 【継続協議事項】

議案第四号 合併の期日について

この事項は、第一回協議会において、「合併の期日は、平成十七年七月十九日とする。」として提案されましたが、「持ち帰り協議を行いたい」とする意見があり、継続協議となりました。

このため、各市町における協議の結果の報告を受け再度協議を行います。

したが、意見の集約は出来ず、次のとおり追加議案が提案され、今後さらに協議することとなりました。

議案第四号一 合併の期日について

合併の期日について、協議のうえ次のとおり承認されました。

合併の期日については、始良中央合併協議会合併の期日検討小委員会を設置し、一市五町が合併した場合における合併の期日に関する事項について、調査及び審議を行う。



#### 【協議事項】

合併協定項目については、基本的には一市六町の協議会において承認された調整内容を踏襲し、協議、調整されることが承認されていることから、次のとおり合併協定項目を大きく四つに分類し、協議を行います。

- 一 前協議会（一市六町）で承認された合併協定項目と内容に変更がないもの
- 二 前協議会（一市六町）と枠組みが変わることにより文言整理を行う必要があるもの
- 三 前協議会（一市六町）で承認された合併協定項目と内容に実質的に変更があるもの
- 四 基本的合併協定五項目

このうち、今回の協議会においては一及び二について、協議のうえ承認されました。

- 一 前協議会（一市六町）で承認された合併協定項目と内容に変更がないもの（三十五件）
  - 協議第九号 条例、規則等の取扱いについて
  - 協議第十号 事務組織及び機構の取扱いについて
  - 協議第十一号 使用料、手数料等の取扱いについて
  - 協議第十二号 補助金、交付金等の取扱いについて
  - 協議第十三号 慣行の取扱いについて

協議第十四号 介護保険事業の取扱いについて

協議第十五号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

協議第十六号 男女共同参画事業の取扱いについて

協議第十七号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて

協議第十八号 電算システム事業の取扱いについて

協議第十九号 広報広聴関係事業の取扱いについて

協議第二十号 消防防災関係事業の取扱いについて

協議第二十一号 窓口業務の取扱いについて

協議第二十二号 保健衛生事業の取扱いについて

協議第二十三号 障害者福祉事業の取扱いについて

協議第二十四号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議第二十五号 その他の福祉事業（人権）の取扱いについて

協議第二十六号 その他の福祉事業（養護老人ホーム）の取扱いについて

協議第二十七号 その他の福祉事業（老人医療）の取扱いについて

協議第二十八号 農林水産関係事業（林業）の取扱いについて

協議第二十九号 農林水産関係事業（水産業）の取扱いについて

- 協議第三十号 商工・観光関係事業の取扱いについて
- 協議第三十一号 建設関係事業の取扱いについて
- 協議第三十二号 上・下水道事業(下水道)の取扱いについて
- 協議第三十三号 学校教育事業の取扱いについて
- 協議第三十四号 コミュニティ施策の取扱いについて
- 協議第三十五号 社会教育事業の取扱いについて
- 協議第三十六号 情報公開制度の取扱いについて
- 協議第三十七号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて
- 協議第三十八号 第三セクター等関係事業(第三セクター)の取扱いについて
- 協議第三十九号 病院関係事業の取扱いについて
- 協議第四十号 その他事業(指定金融機関)の取扱いについて
- 協議第四十一号 その他事業(選挙管理委員会関係事務)の取扱いについて
- 協議第四十二号 その他事業(契約関係事務)の取扱いについて
- 協議第四十三号 その他事業(温泉事業)の取扱いについて

二 前協議会(一市六町)と枠組みが変わることにより文言整理を行う必要があるもの(十六件)

協議第四十四号 財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。  
一 市五町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

協議第四十五号 地域審議会の設置について

地域審議会の設置について、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。
- 二 地域審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

協議第四十六号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 一市五町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて

新市の職員として引き継ぐものとする。

二 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

三 職員の職名については、合併までに調整する。

四 給与については現給を保障し、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

協議第四十七号 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。
- 給料の額は、現行の給料額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 二 議会議員、農業委員会委員、消防団員の報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
- 三 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。

報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。

併までに調整する。

四 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併までに統合又は調整する。

人数、任期及び報酬額は、現行の制度及び報酬額をもとに合併までに調整する。

五 その他の特別職については、設置する必要があるものは、原則として新市において調整する。

六 新市の職務執行者については、合併までに一市五町の長が別に協議して定めるものとする。

協議第四十八号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 国分地区消防組合、国分地区衛生管理組合、牧園・横川町衛生管理組合、始良東部地方卸売市場管理組合、国分・隼人公共下水道組合については、それぞれの構成団体が合併関係市町村に全て含まれるため、合併の日の前日をもって解散する。よって、その事務、財産及び職員は全て新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。

二 大口市外四町消防組合の構成団体である横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退する。なお、財産及び職員の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

三 伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合の構成団体である牧園町、横川町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入し、旧牧園町及び横川町の区域を当該組合で処理する。なお、処理方法等については当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。

四 始良・伊佐環境保全センター管理組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町、始良・伊佐地区介護保険組合の構成団体である国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町については、合併の日の前日に関係の一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に関係組合に加入する。

五 始良地区滞納整理組合については、平成十六年十二月三十一日に組合を解散する。



協議第四十九号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努める。

- 一 一市五町において共通している団体又はこれに準ずる団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- 二 一市五町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

協議第五十一号 交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 J Rの利用促進については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 二 生活交通路線維持補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 三 コミュニティバス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後に、広域的視点に立って、市民の要望意見を十分反映させ、より充実を図る。
- 四 乗合自動車運送事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、合併後、速やかにコミュニティバス事業への移行を検討する。
- 五 鹿児島空港の利用促進事業及び鹿児島空港周辺環境整備に関する各種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 六 新市に交通安全対策会議をおき、交通安全計画を新たに策定する。
- 七 交通安全計画を具現化し実施するために、推進機関を置く。
- 八 交通安全専門指導員は、合併関係市町をすべて包括できる配置を目指し、合併までに調整する。

体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

三 一市五町において共通している団体又はこれに準ずる団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

四 各市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

五 各市町独自の団体で、公共的活動の範囲を新しい市域に拡大する必要がある団体は、新市において調整する。

協議第五十号 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 一市五町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐ。
- 二 新市の消防団は六団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併後四年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。
- 三 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。
- 四 消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐ。

協議第五十二号 児童福祉事業（児童福祉）の取扱いについて

児童福祉事業（児童福祉）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については合併までに調整する。
- 二 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 三 児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 四 チャイルドシート貸出等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸し出し方式で新市に引き継ぐ。
- 五 次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。
- 六 家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

協議第五十三号 児童福祉事業（保育所）の取扱いについて

児童福祉事業（保育所）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助等については、新市において調整する。

二 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

三 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育（開所・閉所）時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。

四 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

五 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成十九年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。

六 特別保育事業（延長保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。

七 特別保育事業（一時保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

利用料等については、合併までに調整する。

八 特別保育事業（乳児保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

九 特別保育事業（保育所地域活動事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

十 特別保育事業（地域子育て支援センター事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

十一 特別保育事業（家庭支援推進保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

協議第五十四号 生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令等に基づき実施する。なお、五町の県からの移管事務については、合併までに調整する。

協議第五十五号 農林水産関係事業（農業）の取扱いについて

農林水産関係事業（農業）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 地域農政推進対策事業（農政審議会含む）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、合併までに調整する。

二 農業振興地域整備計画は、新市において策定する。なお、策定までは旧市町の例による。

農業振興地域整備促進協議会の委員等については、合併までに調整する。

三 認定農業者、新規就農者等の営農活動に対する支援事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、特色ある単独事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ経過措置を含め、制度内容等を合併までに調整する。

四 農業制度（振興）資金利子補給事業等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、利子補給率については、合併までに調整する。

金融運営協議会等の設置については、合併までに調整する。

福山町が実施している農業経営振興資金（単独）貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については合併ま

でに調整する。

五 水田農業推進協議会事業、地域水田農業ビジョン等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、組織等については、新市において調整する。

六 環境保全型農業推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助事業は、合併時に廃止する。

七 畜産関係の各種振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、制度内容については、合併までに調整する。

八 畜産共進会開催については、関係機関と実施方法等を協議し合併までに調整する。

九 農業地域活性化イベントは、当分の間新市において現行のとおり旧市町の範囲で実施する。ただし、内容等が類似しているものは、統合を含め検討する。

協議第五十六号 農林水産関係事業（耕地）の取扱いについて

農林水産関係事業（耕地）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。

二 市町単独事業については、従来からの経緯・実情等を考慮し、また、住民サービスの水準を低下させないことを基本に、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。

三 土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお補助金等については、新市において調整する。

協議第五十七号 上・下水道事業（水道）の取扱いについて

上・下水道事業（水道）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 上水道・簡易水道事業の認可については、合併の日に事業廃止の届出をし、同時に新市として現行のとおり創設認可を受ける。また、中・長期事業計画のうち、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。

二 国分市及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業については、合併と同時に地方公営企業法を適用し、簡易水道事業会計（公営企業会計）として会計方式を統一する。

三 上水道・簡易水道料金について

は、新市において五年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において五年後廃止する方向で調整する。

四 上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。

五 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。

六 開発負担金等については、合併までに調整する。

七 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第五十八号 第三セクター等関係事業（開発公社）の取扱いについて

第三セクター等関係事業（開発公社）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 国分市土地開発公社については、定款変更により新市の土地開発公社として存続し、財産等を引き継ぐものとする。

二 鹿児島県町村土地開発公社横川町支社、牧園町支社、霧島町支社、隼人町支社及び福山町支社は、合併の日の前日に鹿児島県町村土地開発公社から脱退するが、各支社の債務は合併の日から一年以内に完済するものとする。なお、その返済する資金は、新市土地開発公社において借入する。

また、各支社の残余財産は新市（土地開発公社）に帰属するものとする。

協議第五十九号 その他事業（企画関係事業）の取扱いについて

その他事業（企画関係事業）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 総合計画については、新市において、速やかに「新市まちづくり計画」を基本に策定する。なお、あわせて実施計画を総合計画に基づいて策定する。

二 過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

三 辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については、辺地計画を策定する。

四 宅地造成分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。

五 地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。

第三回協議会

会議の冒頭、溝辺町長の、11月21日に溝辺町の住民投票を行うこととした。町長として、政治生命をかけて取り組む所存であります。協議会委員の皆様のご理解とご支援を賜りたいとのメッセージを配付し、朗読を行いました。

【協議事項】

協議第六十号 新市まちづくり計画に

ついて

一 市五町の合併を想定して、新市の基本方針や分野別の基本計画などを取りまとめた、新市まちづくり計画（原案）の作成が終わり、協議会へ内容説明が行われ承認されました。

これは、一市六町の合併を想定して作成された計画を、再度、住民代表のまちづくりフォーラム委員の参加のもとに見直しを行い作成されたもので、合併協定項目の調整方針と合わせて、今後住民説明会を開催し、合併の是非を判断していただく材料としても活用することとなります。

また、今回の会議においては、住民代表として様々な意見を取りまとめられました。増水紀勝まちづくりフォーラム代表からの意見集約にあたってのメッセージの伝達も行われました。（メッセージの内容は、次頁に掲載）



メッセージを代理伝達する中西務まちづくりフォーラム副代表

【提案事項】

三 前協議会（一市六町）で承認された合併協定項目と内容に実質的に変更があるもの

協議第六十一号 町名・字名の取扱い

について

新市における町名・字名の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 町・字の区域については、現行のとおりとする。

二 町・字の名称については、次のとおりとする。

(一) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える。

(二) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える。

(三) 牧園町については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園町」に置き換える。

(四) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える。

(五) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人町」に置き換える。

(六) 福山町については、「始良郡福山町」を「霧島市福山町」に置き換える。

協議第六十二号 環境衛生事業の取扱いについて

新市における環境衛生事業の取扱いについて、次回の協議会議事の提案説明がありました。

一 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

二 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。

三 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。

四 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。

五 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。

六 廃棄物処理基本計画については、

国分市の例により、新市において策定する。また、処理計画（実施計画）については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。

七 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。

八 資源ごみ（容器包装リサイクル法関連を含む）の収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。

九 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

十 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体勢については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。

十一 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。

十二 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。

## 「1市5町のまちづくりフォーラム委員の意見集約にあたって」

フォーラム委員代表 増水 紀勝 (第一工業大学教授)

先般、1市6町の住民代表35名からなるフォーラム委員が「1市6町のまちづくりフォーラム提言集」を提出いたしましたのは、昨年8月28日のことでした。

合併協議会のもと、全てが順調に進行しているものと、一住民に立ち返り安堵の気持ちでその推移を見守ってまいりましたが、今回新たに「1市5町のまちづくり提言集」をまとめて欲しいとの依頼に少々の戸惑いと遺憾の意を表せざるを得ませんでした。

今でも溝辺町の1市6町への復帰を心から念じつつ、そして新しいまちづくりの魅力に大きな一端を担って下さる街であることを信じて疑わない私達にとりまして、今回の溝辺町議員の行為は、信じ難いものでありました。その根底にある真意が何であるのかは言及は致しませんが、今こそ叡智を集めたこの協議会の代表者たる皆様が、明治維新を築き上げた郷里の大先輩である西郷や大久保が時の時代を動かした思いに心を馳せ、大局的観点から私利私欲を捨てて、時の流れを読み、来るべき世代に受け継ぐための備えを万全にするために全てを投げ打って、世のため、人のために英断を奮って戦って来たことを思い出して欲しいと思っています。

新たなる息吹きを生み出す時代の夜明けと、次の世代への大きな資産を残していく決断とを、時の流れを見失うことなく示して欲しいと心から皆様に願う者であります。

また、住民に真意を問う場合、個々の判断を住民に押し付けるべきではなく、その推移と全ての展望を住民の皆様にも明らかにした上で、その真意を問わなければ責任ある回答を引き出したとは言えません。そして、その過程と結果での責任は、その経緯を問うステップを踏んだ人全員が負うべきであることも忘れて欲しいと思っています。

今回のフォーラム会議では、「1市6町」と「1市5町」の違いが何であるかを熟慮いたしました。

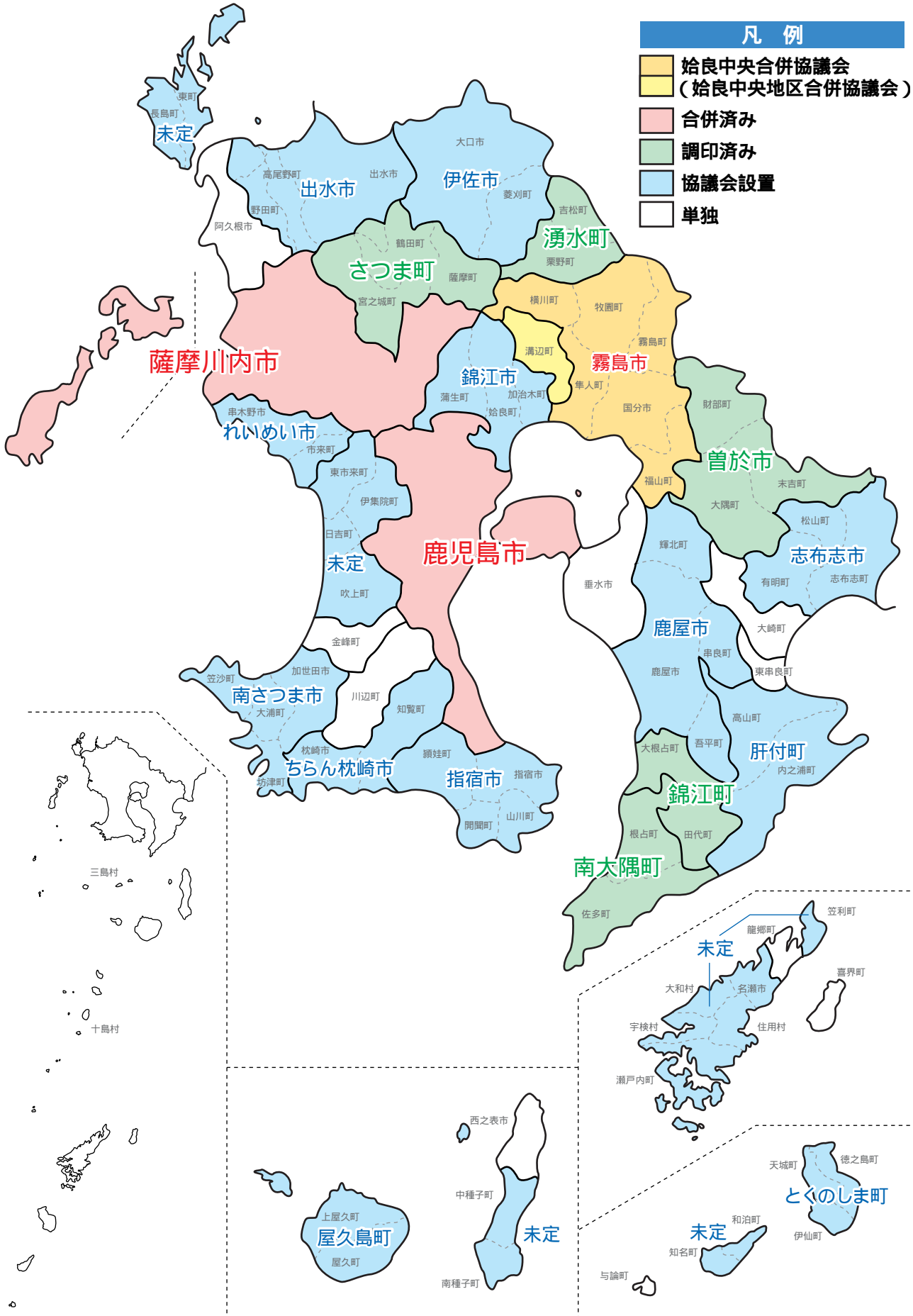
溝辺町の持つ多くの地域的特性の中から最大の位置付けと致しました「空港の存在」への考え方を全面的に見直してみました。空港の存在は「世界に開く」都市づくりのネーミングには欠かせぬ文言であります。その位置付けで溝辺町の位置付けの価値の大きさに敬意を表して参りました。しかし「1市5町」において考える場合でも、空港は「溝辺空港」ではなく、県民全体の「鹿児島空港」、さらに南九州の空の玄関口である「鹿児島空港」である事を強調して考えてみますと隣接する新市「霧島市」における位置付けにおきましても、何ら今までの構想を代えることはなく、そのまま活かして使えると確信いたしました。そのため、多くの内容はそのまま1市5町のまちづくりに活かして使える事に、フォーラム委員として何ら支障なく、そして依存のなかった事を確認し合い、ここに新たなる「1市5町のまちづくりフォーラム提言」としてまとめました。住民代表の提言として御汲み取り頂きたいと存じます。

最後に、フォーラム委員として、そして住民代表の一員として、今後の方向性を決定してゆかれる立場にある皆様に、大局的観点に立って、時の流れを読み取り、先の見通しをしっかりと掌握されて、11万9千余市民となる住民の間違いのない舵取りを行ってくださる事を心からお願い申し上げます。



### 県内の市町村合併の状況をお知らせします（H16年11月2日現在）

- 凡 例**
- 始良中央合併協議会  
(始良中央地区合併協議会)
  - 合併済み
  - 調印済み
  - 協議会設置
  - 単独



# 始良中央合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上・下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済:協議会の会議において承認済み  
 提案中:協議会へ提案中又は小委員会で協議中  
 未協議:協議項目として未提案

平成16年10月末現在における協議状況です。

## 協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程  
 第4回協議会 11/4(木) 第5回協議会 11/19(金)  
 第6回協議会 11/25(木)

(今後の協議会は、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。)

## ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

**始良中央合併協議会事務局** 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号  
 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階  
**TEL 0995-64-0937 FAX 0995-64-0940**